

第19回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和7年4月23日（水曜日） 午後 2時00分
- 2 閉 会 日 令和7年4月23日（水曜日） 午後 2時45分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君		○
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	谷口安君	○	
書記	山内綾香君	○	

第 1 9 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 7 年 4 月 23 日

午後 2時00分 開 会

午後 2時45分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	結 果
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 8番 下 隆 志 君 議席番号 9番 大 廣 正 紀 君	
2		会期の決定について 令和7年4月23日までの1日間	
3		諸報告について	
4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可 決
5	議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について	可 決
6			
7			
8			
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後2時00分)	議 長	ただ今の出席委員は10名です。 6番高倉正志君は、所用により欠席です。 定足数に達しておりますので、これより第19回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、8番下 隆志君、9番大廣正紀君の両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。 (異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告。
	議 長	日程4.議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局より説明を求めます。事務局長。
	事務局長	議案第1号を説明朗読

議 長	<p>ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定とします。</p>
議 長	<p>日程5. 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から18を議題としますが、番号5から8、番号13・14は、真狩村農業委員会会議規則第27条に該当するため、後段に回すものとし、番号1から4及び番号9から12及び番号15から18を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。</p>
事務局 長	<p>議案第2号の番号1から4及び番号9から12及び番号15から18を説明朗読</p>
議 長	<p>ただいま議案第2号の番号1から4及び番号9から12及び番号15から18について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
8 番 下隆志委員	<p>対価の支払日を書いてない場合こういった流れになるのでしょうか。</p>

事務局長	<p>北海道農業公社の令和7年度の事業で7年度の事業承認が4月末か5月上旬に出ると言うことで承認が出るまでは決定公告ができないので承認日がわかり次第公社と打合せをして公告をし抄本を作成する予定となっております。公告日が決まり次第対価の支払日が確定する予定です。あっせんでは9月末に設定しており、公社の支払日が月2回ありますのでそれに合わせて決めております。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から4及び番号9から12及び番号15から18は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から4及び番号9から12及び番号15から18は、原案のとおり決定とします。</p>
議長	<p>続いて、同議案第2号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号5から8、番号13・14を議題とします。 この議題については、下隆志委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。</p> <p><下隆志委員退席後></p>
議長	<p>事務局から内容の説明を求めます。事務局長</p>
議長	<p>ただいま議案第2号の番号5から8、番号13・14について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>

閉会宣言 (午後2時45分)	議長	(なしの声) 質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号5から8、番号13・14は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	議長	(異議なしの声) 異議ないものと認めます。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号5から8、番号13・14は、原案のとおり決定とします。
	議長	下隆志委員は会議に復帰してください。 <下隆志委員復帰後> 以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただきましたので、これで第19回真狩村農業委員会総会を終了します。 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議長 金丸 勝 署名委員 下 隆志 署名委員 大廣 正紀